

○養ぼう振興法施行規則

○養ぼう振興法施行規則

昭和三十年十月二十九日農林省令第四十五号

昭和四三年五月一日農林省令第二七号〔第五次改正〕

養ぼう振興法（昭和三十年法律第百八十号）第三条第一項、第四条第一項及び第六条第一項の規定に基き、並びに同法第四条第一項の規定を実施するため、養ぼう振興法施行規則を次のように定める。

養ぼう振興法施行規則

（届出）

第一条 養ぼう振興法（以下「法」という。）第三条第一項の規定による届出は、毎年一月三十一日までにしなければならない。

（転飼養ぼうの許可申請）

第二条 法第四条第一項の規定による許可の申請は、その都道府県の区域内においてみつばちの飼育を始める日の二箇月前までに、次の事項を記載した申請書を提出してしなければならない。

一 住所及び氏名（法人の場合にあつては名称及び代表者の氏名）

二 ぼう群数

三 転飼しようとする場所及び期間

（許可証の交付等）

第三条 都道府県知事は、法第四条第一項の規定による許可をしたときはその申請者に別記様式による許可証を交付し、その許可をしなかつたときはその申請者に対しその旨を通知しなければならない。

2 養ぼう業者は、法第四条第一項の規定による許可を受けて転飼するときは、前項の許可証を携帯しなければならない。

第四条 削除

（はちみつの表示）

第五条 法第六条第一項の規定による表示は、一かん又は一びんごとに、同項の規定により表示すべき事項を記載した証紙又はラベルを、容器の見易い箇所にはり付けてしなければならない。

附 則

1 この省令は、養ぼう振興法の施行の日（昭和三十年十一月一日）から施行する。

2 昭和三十年における第一条及び第二条の規定の適用については、第一条中「毎年一月三十一日まで」とあるのは、「当該都道府県知事の定める期日まで」と、第二条中「その県の区域内においてみつばちの飼育を始める日の二箇月前まで」とあるのは、「当該県知事の定める期日まで」と読み替えるものとする。

附 則〔昭和三十一年一二月二七日農林省令第六八号〕

1 この省令は、昭和三十二年一月一日から施行する。

2 昭和三十二年三月三十一日までは、北海道、山形県、三重県又は愛媛県の区域内への他の都府県の区域内からの転飼についての養ぼう振興法施行規則第二条の規定の適用については、同条中「その県の区域内においてみつばちの飼育を始める日の二箇月前まで」とあるのは、「当該道県知事が定める期日まで」と読み替えるものとする。

附 則〔昭和三四年四月二五日農林省令第一八号〕

この省令は、昭和三十四年五月一日から施行する。

附 則〔昭和三八年八月二四日農林省令第五二号〕

1 この省令は、昭和三十八年十月一日から施行する。

2 昭和三十八年十二月三十一日までは、群馬県、新潟県、兵庫県又は奈良県の区域内への他の都道府県の区域内からの転飼についての養ぼう振興法施行規則第二条の規定の適用については、同条中「その道県の区域内においてみつばちの飼育を始める日の二箇月前まで」とあるのは、「当該県知事の定める期日まで」とする。

附 則〔昭和四一年三月二日農林省令第四号〕

1 この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 昭和四十一年五月三十一日までは、京都府、和歌山県又は香川県の区域内への他の都道府県の区域内からの転飼についての養ほう振興法施行規則第二条の規定の適用については、同条中「その道府県の区域内においてみつばちの飼育を始める日の二箇月前まで」とあるのは、「当該府県知事の定める期日まで」とする。

附 則〔昭和四三年五月一日農林省令第二七号〕

1 この省令は、昭和四十三年六月一日から施行する。

2 昭和四十三年七月三十一日までは、東京都又は大阪府の区域内への他の都道府県の区域内からの転飼についての養ほう振興法施行規則第二条の規定の適用については、同条中「その都道府県の区域内においてみつばちの飼育を始める日の二箇月前まで」とあるのは、「当該都府知事の定める期日まで」とする。

様式〔省略〕